桑名市の人事行政の運営等の状況について

「桑名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第41号)の規定に基づき、桑名市職員の給与や部門別職員数などを公表いたします。

1 任免及び職員数に関する状況

(1)採用状況(平成17年4月1日現在)

区分	採用人数
一般職	16 人
消防職	5 人
教育職	1人
医療職	8 人
合計	30 人

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数などを考慮して行っています。

また、退職者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。 平成17年4月1日の再任用職員数は、15人です。(表の数には含まれません。)

(2)職員の退職状況(平成16年度)

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職等	合計
一般職	16 人	13 人	10 人	39 人
消防職	2 人	1 人		3 人
教育職		1 人	4 人	5 人
医療職	3 人		18 人	21 人
合計	21 人	15 人	32 人	68 人

平成16年度の退職者数は表のとおりです。

(3)部門別職員数の状況

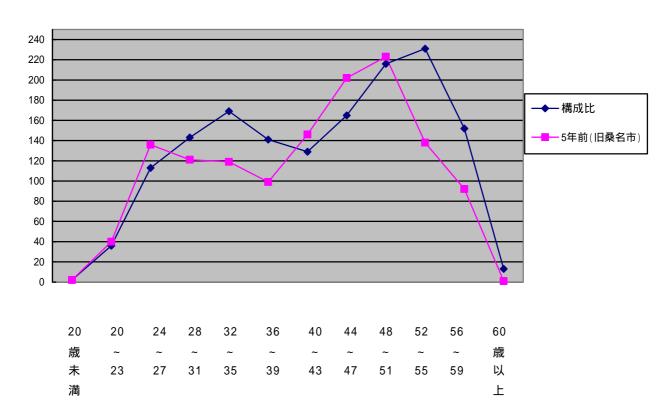
(各年4月1日現在)

	×	☑ 分	職 員	数	対前年増減数
部門]		平成16年	平成17年	
_	議会		11	11	
般 行	総務		203	189	14
政	税務		47	46	1
部門	民生		210	207	3
	衛生		94	94	
	労働		1	1	
	農林水	く産	41	41	
	商工		9	11	2
	土木		88	93	5
	小	計	704	693	11
部特門別	教育		249	234	15
行政	消防		227	231	4
шХ	小	計	476	465	11

公	病院	206	209	3
企業	水道	45	42	3
公営企業等会計部	下水道	35	35	
	その他	80	67	13
門	小 計	366	353	13
倉	計	1546	1511	35

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(4)年齢別職員構成の状況(17年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分	未満	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~		計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(H17)	2	36	113	143	169	141	129	165	216	231	152	13	1510
5年前	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(H12)	2	40	136	121	119	99	146	202	223	138	92	1	1319

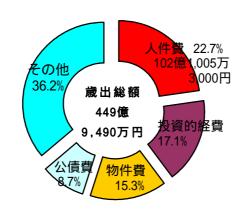
(注)5年前の職員数は、旧桑名市の職員数である。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)15年度の
	(17年3月31日現在)	Α		В	B / A	人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
16	136,301	44,994,900	1,839,407	10,210,053	22.7	23.1

歳出総額に占める人件費割合

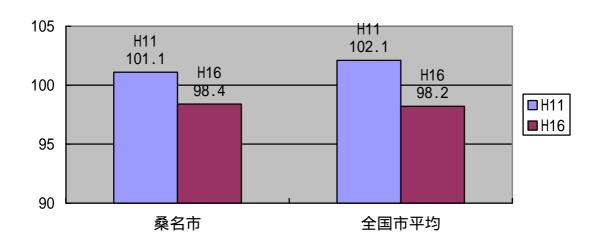


(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数		給	与	費			一人当たり	給与費
	Α	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В		B / A
年度	人		千円	千円	千円	=	千円		千円
17	1,302	5,00	02,580	919,100	2,005,132	7,926,8	12	6,088	

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の 給与水準を示す指数である。
 - 2 平成16年度桑名市の指数については、合併前の旧桑名市の指数である。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(17年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	44.0歳	358,300円	418,768円
米口巾	44.0/规	44.0歳 358,300円 392,6	
国	40.3歳	329,728円	382,092円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	49.7歳	269,500円	290,408円
うち用務員	52.1歳	269,800円	279,156円
うち清掃職員	44.7歳	290,200円	337,113円
うち学校給食員	49.9歳	254,000円	257 , 725円

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市 41.3歳		363,851円	378,960円
三重県	43.7歳	409,009円	453,134円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(5) 職員の初任給の状況(17年4月1日現在)

区	分	桑名市		国(国家公	務員 種)
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
AD AT TARRY	大学卒	170,700円	190,200円	170,700円	184,400円
一般行政職	高校卒	138,800円	154,300円	138,800円	148,500円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(17年4月1日現在)

X	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
40 /= TL 000	大学卒	277,600円	328,500円	382,300円	
一般行政職	高 校 卒	221,100円	293,600円	343,100円	

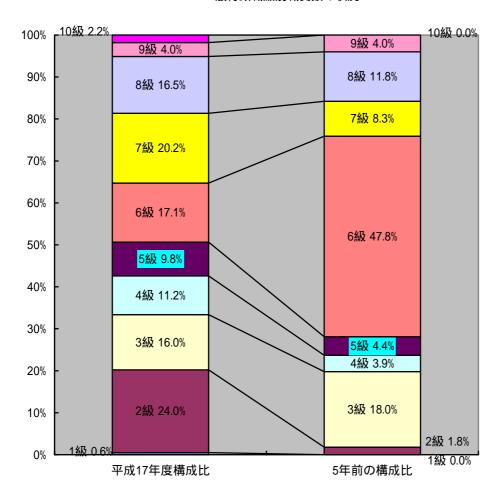
(7) 一般行政職の級別職員数の状況(17年4月1日現在)

	1 PX 144 47 MX 733 144 55 XX 47 1/17		/J · H 70 II
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	4人	0.6%
2級	主事補	15人	2.4%
3級	主事	100人	16.0%
4級	主事	70人	11.2%
5級	主任 主事	61人	9.8%
6級	主査	107人	17.1%
7級	課長補佐 係長	126人	20.2%
8級	課長 主幹	103人	16.5%
9級	次長	25人	4.0%
10級	部長	14人	2.2%

⁽注)1 桑名市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

² 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職級別職員数の状況



(8) 昇給期間短縮の状況

	X	分		全 職 種
	職	員	数 A	1,301人
15年度	普通昇給期 短縮して昇	-	-	70人
			В	
	比		率 B / A	5.3%
	職	員	数 A	1,273人
16年度	普通昇給期短縮して昇	-	-	101人
			В	
	比		率 B / A	7.9%

(9) 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当

	2 4 4				
桑名市			国		
1 人当たり平均支給額(16年度)				-	
	1,629千円				
(17年度支	給割合)		(17年度支約	給割合)	
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.70月分	6月期	1.40月分	0.70月分
	(0.75)月分	(0.35)月分		(0.75)月分	(0.35)月分
12月期	1.60月分	0.70月分	12月期	1.60月分	0.70月分
	(0.85)月分	(0.35)月分		(0.85)月分	(0.35)月分
(加算措置)	(加算措置の状況)			の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置が			職制上の段階、職務の級等による加算措置が		
あります。(役職加算5%~15%)			あります。	(役職加算2%	~ 20%)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当(17年4月1日現在)

	桑名市			国	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	<u> </u>		その他の加算措置	1	
(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算			(定年前早期退職	特例措置: 2%	~ 20% 加 算)
1人当たり平均支給額(自己都合) 1,871千円					
	(勧奨・退職)	24,006千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給 された平均額である。

調整手当(17年4月1日現在)

支 給 実 績		17,334千円		
支給職員1人当たり平		693,360円		
支給対象	対象 支給率 支給対象			国の制度(支給率)
医師		25人	10%	

特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		22,193千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		48,245円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		32.2%	
手当の種類(手当数)	18種	類	
手当の名称 主な支給対象職員	Ė	Eな支給対象業務	左記職員に対する支給単価

市税事務従事手当	市税の賦課及び徴収、滞	市税の賦課に関する調	賦課調査:日額200円
	納整理事務従事職員	査及び滞納整理に1日4	滞納整理:日額300円
		時間以上従事した時	
税外収入金滞納整理	市営住宅家賃徴収に従事	税外収入金の滞納整理	日額300円
事務従事手当	する職員など	事務に1日4時間以上従	
		事した時	
結核病棟、放射線、病	放射線取扱勤務者、病理	放射線取扱業務、病理検	放射線取扱、病理検査
理検査及び看護業務	検査勤務者、深夜看護等	查業務、深夜看護業務等	: 日額300円
従事手当	に従事する市民病院職員		深夜看護業務
			:2時間以上1回3,000円
			2時間未満1回2,400円
消防職員の特殊勤務	消防本部、消防署(分署)	消防職員が正規の勤務	(例)
手当	に勤務する職員	時間として深夜に勤務	深夜勤務:5時間以上1回
		した時または、火災等の	500円
		災害もしくは救急救助	消火作業:1回300円
		のため出勤した時	
行旅病人、同死亡人の	福祉総務課職員	行旅病人の取扱い、保護	行旅病人処理:1件2,000円
処理従事手当		業務又は行旅死亡人の	行旅死亡人処理
		収容業務	:1件4,000円
社会福祉事務従事手	社会福祉事務所、療育セ	生活保護法に関する現	生活保護に関する現業手
当	ンター、清風園、福祉セ	業、その他社会福祉業務	当:月額4,000円
	ンター職員	に関する現業	療育センター等勤務する
			職員の手当:月額3,000円
清掃センター職員の	清掃センターに勤務する	清掃センターでの事務	月額2,500円
特殊勤務手当	事務職員	処理	
じんかい処理作業従	清掃センターに勤務する	じんかい処理作業に1日	日額800円
事手当	じんかい処理に従事する	4時間以上従事した時	悪天候加算:日額150円
	職員		動物等死骸処理:1件600円
農薬消毒作業従事手	農林水産課職員	農薬を使用して農作物	日額300円
当		等の消毒作業に従事し	
		た時	
特殊自動車運転手当	清掃センターに勤務する	特殊自動車の運転に従	日額300円
	職員	事した時(清掃センター	
		での運転業務)	
予防接種業務従事手	保健センター職員	予防接種業務	1回300円
当			
市民病院職員の特殊	市民病院医師、看護職員、	手術業務、死体解剖、死	手術1日:300円
勤務手当	医療技術員	後処理等	死体解剖:1件2,500円
			死後処理:1件 600円
市民病院医師の特殊	市民病院医師	医学研究又は調査業務	院長:月額280,000円
勤務手当			副院長:月額200,000円
下水道作業等従事手	下水道課、土木課職員	下水道の清掃及び河川、	日額500円
当		溝渠の清掃及び泥土の	
		M	
		運搬作業1日4時間以上	
		# X 0 /1 11 / X 0 / L 0	

勤務手当	ボイラー取扱作業主任者	業務	(指揮監督者の場合
	等資格取得職員		月額5,000円)
用地買収等従事手当	土木課、駅西まちづくり	用地買収及び家屋移転	日額300円
	事務所職員	等の補償交渉又は境界	
		查定業務	
危険業務従事手当	危険業務に従事した職員	水防その他災害救助作	1回300円
		業、土地家屋及び工作物	
		移転等の代執行	
防疫業務従事手当	環境安全課職員	動植物の防疫作業	1日300円

⁽注)月額支給の手当については、支給対象業務に月10日以上従事した場合に支給する。

時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	265,945千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	186千円

その他の手当(17年4月1日現在)

その他の手当(17年4月1日現在)					
		国の制度	支給実績	支給職員1人当たり	
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	(16年度決算)	平均支給年額	
				(16年度決算)	
扶養手当	配偶者 :13,500円	同	153,844千円	237,413円	
	配偶者以外の2人目まで : 6,000円				
	ただし、				
	配偶者のない場合の1人目 :11,000円				
	配偶者を扶養親族として				
	いない場合の1人目 : 6,500円				
	その他の扶養親族 : 5,000円				
	満16歳~22歳の子の加算: 5,000円				
住居手当	自宅	同	34,112千円	148,313円	
	(新築又は購入後5年間):2,500円	-			
	借家:家賃12,000超23,000円まで				
	家賃 - 12,000円				
	: 家賃23,000円超				
	(家賃-23,000円)×1/2+11,000円				
	支給限度額 27,000円				
通勤手当	交通機関利用	同	76,181千円	74,468円	
	実費支給限度額 55,000円				
	交通用具(自動車等利用)				
	片道2km以上の距離区分に応じ				
	2,000円~24,500円				
管理職手当	給料月額×支給割合 例)課長級 14%	同	94,318千円	779,487円	

(10) 特別職の報酬等の状況(17年4月1日現在)

Σ		4	}	经 判	— - ∤月額等	
	<u>*</u>		J	제다 사건	INT	
報	市区	一一一样	寸 長	1,02	8,000円	
酬	助		役	78	1,000円	
額	ЦΣ	入	役	67	2,000円	
	1.14				-	
	議		長		0,000円	
報	副	議	長	51	0,000円	
西州	議		員	(旧桑名市議)46	0,000円	
額				(旧多度町議)21	0,000円	
				(旧長島町議)220,000円		
	市区	. 町 木	寸 長	(17年度支給割合)		
	助		役	6月期	2.10月分	
期	収	λ	役	12月期	2.30月分	
末	<u>÷</u> ¥		E	(17年度支給割合)		
手	議	÷¥	長	6月期	1.60月分	
当	副	議	長	12月期	1.70月分	
				(17年度支給割合)		
	旧	桑名市	議	6月期	1.60月分	
				12月期	1.70月分	
	旧	多度町	議	6月期	1.50月分	
				12月期	1.75月分	
	IB l	長島町	議	6月期	2.10月分	
				12月期	2.30月分	
退				(算定方式)	(支給時期)	
職	市区	. 田丁 木	寸 長	任期ごとに算定	任期終了時	
手	助		役	任期ごとに算定	任期終了時	
当	収	λ	役	任期ごとに算定	任期終了時	

(11) 公営企業職員の状況

職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	職員給与費	総費用に占める	(参考)15年度の総費用に
	А	В	職員給与費比率	占める職員給与費比率
			B / A	
16年度	千円	千円	%	%
	5,492,615	863,136	15.7	13.6

イ 予算

区分	職員数	給	i 与	費		一人当たり給与費
	Α	給 料	職員手当	期末•勤勉手当	計 B	B / A
17年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	87	383,713	77,180	158,486	619,379	7,119

- (注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 給与費は当初予算に計上された額である。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(17年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額	
44.0歳	354,000円	403,716円	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	公営企業職員			桑名市一般行政職		
1 人当たり平均支給額(16年度)			1 人当たり平均支給額(16年度)			
	1,821千円			1,629千月	円	
(17年度支	給割合)		(17年度支	給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
6月期	1.40月分	0.70月分	6月期	1.40月分	0.70月分	
	(0.75)月分	(0.35)月分		(0.75)月分	(0.35)月分	
12月期	1.60月分	0.70月分	12月期	1.60月分	0.70月分	
	(0.85)月分	(0.35)月分		(0.85)月分	(0.35)月分	
(加算措置	の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置が				
があります。(役職加算5%~15%)			あります。	(役職加算2%	~ 20%)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(17年4月1日現在)

桑名市			国			
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	支給率)	自己都合 勧	奨・定年	
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分	
勤 続 25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置			その他の加算技	措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~20%加算)			(定年前早期退	鸎職特例措置:2% ·	~ 20%加算)	
1人当たり平均支給	額 (自己都合) 0千円	1人当たり平均3	支給額 1,871千円	24,006千円	
(勧奨・定年)26,918千円						

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給 された平均額である。

工 特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)				1,259千円
支給職員1人当たり3	⁷ 均支給年額(16年度決	算)		54,739円
職員全体に占める手当	当支給職員の割合(16年	度)		26.4%
手当の種類(手当数)				4種類
手当の名称	主な支給対象職員	11	上な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊技術職員の特殊	資格所持職員	その)資格を必要とする	月額2,500円
勤務手当		業務	2	
排水操作手当	浄水場、水源地に勤務	浄水	〈場及び水源地での、	月額5,000円
	する職員	配水	〈操作業務	
料金滞納整理事務手	従事職員	料金	€の滞納整理業務に1	日額300円

当		日4時間以上従事した時	
緊急呼び出し手当	従事職員	緊急を要する業務に呼	1回1,000円
		び出され従事した時	

才 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	38,139千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	438千円

カ その他の手当(17年4月1日現在)

- 11		国の制度	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価 	との異同	(16年度決算)	平均支給年額
				(16年度決算)
扶養手当	配偶者 :13,500円	同	17,947千円	276,107円
	配偶者以外の2人目まで : 6,000円			
	ただし、			
	配偶者のない場合の1人目 :11,000円			
	配偶者を扶養親族として			
	いない場合の1人目 : 6,500円			
	その他の扶養親族 : 5,000円			
	満16歳~22歳の子の加算: 5,000円			
住居手当	自宅	同	230千円	20,909円
	(新築又は購入後5年間):2,500円			
	借家:家賃12,000超23,000円まで			
	家賃 - 12,000円			
	:家賃23,000円超			
	(家賃-23,000円)×1/2+11,000円			
	支給限度額 27,000円			
通勤手当	交通機関利用	同	6,669千円	84,417円
	実費支給限度額 55,000円			
	交通用具(自動車等利用)			
	片道2km以上の距離区分に応じ			
	2,000円~24,500円			
管理職手当	給料月額×支給割合 例)課長級 14%	同	5,618千円	802,571円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間数は、8時30分から17時15分までの週40時間勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交代制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

年次有給休暇 : 1年(暦年)あたり20日間与えられます。残日数がある場合は、20日を

限度として翌年に繰越すことができます。

病気休暇 :病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。

特別休暇 :特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前

・産後休暇、夏期休暇などです。

介護休暇:配偶者等の介護が必要な期間(連続する6月以内)について無給で与え

られます。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成16年度)

区分	免職	降任	休職	合計
市長部局	人	人	4 人	4 人
教育委員会	人	人	2 人	2 人
合計	0 人	0 人	6 人	6 人

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。平成16年度の分限処分の状況は表のとおりです。

(2) 懲戒処分の状況(平成16年度)

区分	免職	停職	減 給	戒告
市長部局	人	人	人	人
教育委員会	人	人	人	人
合計	0 人	0 人	0 人	0 人

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。平成16年度の懲戒処分の状況は表のとおりです。

5 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなけ
	ればいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為を
	してはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合に
	は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行
	為が禁止されています。

6 職員研修及び勤務成績の評定の状況(平成16年度)

(1) 研修実施状況

独自研修実施状況

324 74 141 16	♥ 美 加 イヘ /元 研 修 名	受講者数(人)	実施日数
	新規採用職員研修(前期・後期)	11	14
	上級職員研修	16	2
	監督者二次研修	25	2
基本研修	監督者三次研修	20	3
	監督者四次研修	20	2
	管理者 部研修	84	2
	管理者 部研修	15	2
	地方自治制度研修	13	2
	行政法研修	12	3
	法制執務研修	28	2
	接遇指導養成研修	48	2
	男女共同参画能力開発研修	23	1
	職場風土改革研修	62	2
	プレゼンテーション研修	24	2
	交通安全研修	120	2
	手話講習研修	36	6
	救急救命講習研修	250	6
	メンタルヘルス研修	50	1
特別研修	不当要求行為等防止対策講習会	600	3
1寸 /기 씨기 등	同和問題職員一次研修	90	1
	同和問題職員二次研修	130	1
	同和問題職員二次研修(参画型)	21	1
	同和問題職員三次研修	390	1
	同和問題職員三次研修(フィールドワーク)	30	1
	同和問題職員三次研修(参画型)	24	1
	人権啓発推進員研修	60	4
	人権問題職場研修(長島、多度)	198	4
	技能労務職員等研修	79	2
	保育士研修	81	1
	看護師研修	34	1
	臨時的任用職員研修	51	1

派遣研修実施状況

派遣先	派遣人数(人)	
市町村アカデミー	7	
国際文化アカデミー	3	
自治大学校	1	
三重県人権大学講座	2	
三重県自治会館組合他	77	

職場研修

毎月1回各職場で実施

テーマ・・・・人権研修 延べ人数 9,317人

自主研修

通信教育講座 8人

自主研究グループ 2組

(2) 職員の勤務評定の実施状況

市では、職員が職務遂行過程で発揮した能力、資質、業績、態度等を適切に把握し、職員の能力育成に役立てるとともに、昇任、配置転換等の人事管理に活用するため、年1回勤務評定を実施しています。

また、管理職職員については、地方公務員法及び勤勉手当の趣旨の積極的な実現と職員の士気の高揚、意識改革、業績重視の職場風土の醸成、更には行政施策の効果的、効率的な推進を図るため、勤務評定結果を勤勉手当の支給額に反映しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業について

労働安全衛生法及び安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職場における職員の安全 と健康を確保するため、定期健康診断、メンタルヘルス事業等を実施しています。

(2) 桑名市職員共済組合について

地方公務員法第42条に規定される地方公務員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を効率的・効果的に実施するため、条例に基づき桑名市職員共済組合が設置されています。

(3) その他の福利厚生事業について

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ 主体となり制度を実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、又、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を 執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・職員の苦情を処理すること。

(2) 公平委員会の業務の状況(平成16年度実績)

(単位:件)

業務の種別	旧桑名市	旧多度町	旧長島町	桑名市
勤務条件に関する措置の要求	0	0	0	0
不利益処分についての不服申立て	1	0	0	0
苦情の処理	0	0	0	0

旧桑名市、旧多度町及び旧長島町は、平成16年4月1日から平成16年12月5日まで。

桑名市は、平成16年12月6日から平成17年3月31日まで。